新川流域水害対策協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、新川流域水害対策協議会(以下「協議会」 という。)とする。

(目的)

第2条 本協議会は、総合的な治水対策に取り組んできた「新川流域総合治水対策協議会」を継承し、将来の気候変動の影響による降雨量の増加や流域の更なる開発に伴う雨水流出量の増加に対し、これまでの総合治水対策に加え、水災害に対応したまちづくりとの連携など、効果的かつ円滑に流域水害対策の推進を図るため、特定都市河川浸水被害対策法第七条に基づき設置するものである。

(協議会の構成)

- 第3条 協議会は、別表-1の職にある者をもって構成する。
 - 2 協議会には、幹事会をおき、別に運営等を規定する規約を定める。
 - 3 協議会には、会長をおくものとし、会長は愛知県知事が務め、 協議会の議長は会長がこれにあたる。
 - 4 協議会には、監事を2名おくものとし、監事は毎年度構成員の中から協議会の同意を得て会長がこれを委嘱する。監事は、 会務の執行を監査する。
 - 5 協議会は、必要に応じて、別表-1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(協議事項)

- 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。
 - (1) 流域の現状と今後の動向
 - ア治水の現状と計画
 - イ 土地利用計画と都市開発の動向
 - (2) 水災害軽減策の推進に関する事項
 - (3) 流域水害対策計画の実施、変更及びフォローアップ
 - (4) 流域住民に対する理解と協力についての対応

(経費)

- 第5条 第4条(4)に基づく啓発活動に要する費用は県及び市町からの 負担金による。
 - 2 負担額は協議会で、これで決める。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として公開とする。ただし、協議内容によって は、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するもの とする。ただし、公表することが適切でない場合は、協議会の了 解を得て公表しないものとする。

(事務局)

- 第8条協議会の庶務を行うため、事務局をおく。
 - 2 事務局は、愛知県建設局河川課及び上下水道課指導管理室が 行う。

(協議会)

- 第9条 協議会は、第4条の事項について協議するとともに、事務及 び会計を決議する。
 - 2 協議会は、毎年1回開催し、会長が必要と認めるときは臨時で協議会を開催することができる。
 - 3 協議会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ成立しない。ただし、代理人を出席させて議決権を行うことができる。
 - 4 協議会の議決は出席構成員の過半数をもって決定し、可否同数の時は議長がこれを決定する。
 - 5 第4条の協議事項に関して、流域内で重大な災害や重要な協議事項がない等、協議会での協議を要しないと判断される場合、会長は協議会を書面による開催とすることができる。この場合、第3項の「構成員の2分の1以上の出席」は「全構成員からの回答」に、第4項の「出席構成員の過半数」は「回答の過半数」に読み替えるものとする。

(雑則)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他 運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。
- 附 則 この規約は令和4年7月7日から施行する。 なお、本協議会の設立をもって、「新川流域総合治水対策協議 会」は廃止する。
- 附 則 この規約は令和6年4月24日から施行する。

新川流域水害対策協議会幹事会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、新川流域水害対策協議会規約第3条に基づき設置する新川流域水害対策協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の運営等に関し、必要な事項を定めるものである。

(幹事会の構成)

- 第2条 幹事会は、別表-2の職にある者をもって構成する。
 - 2 幹事会には、幹事会長、幹事会副会長をおくものとし、幹事会長は愛知県建設局河川課長、幹事会副会長は愛知県建設局上下水道課指導管理室長が務める。
 - 3 幹事会には、代表幹事会をおき、代表幹事は別表 2 に明示 する者をもって構成する。
 - 4 幹事会長は幹事会の議長を務め、幹事会副会長は幹事会長が 不在時において、幹事会長の職務を代行する。

(幹事会及び代表幹事会)

- 第3条 幹事会は幹事会長が招集し、必要に応じて開催する。
 - 2 代表幹事会は、幹事会長が主宰し、総括的な事項を協議する。

(分科会等)

- 第4条 代表幹事会には、分科会、啓発活動ワーキンググループ(以下「WG」という)をおく。
 - 2 分科会は、協議事項に応じて関係する幹事で構成する。
 - 3 分科会及びWGは、幹事会長が指名する者 (幹事又は事務局 職員)が主宰する。
 - 4 W G は、流域水害対策協議会規約第4条(4)に基づき、流域住 民啓発のための諸活動の企画、運営を行う。
 - 5 WGは、別表 3 に定める職にあるもので組織し、当該年度のPR活動の企画の開始(前年度)からPR活動の終了までを 任期とする。

(会議の公開)

第5条 幹事会は、原則として非公開とする。

(雑 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事会長が定める。

附 則 この規約は、令和4年7月7日から施行する。

なお、本幹事会の設立をもって、「新川流域総合治水対策協議 会幹事会運営要領」は廃止する。

附 則 この規約は令和6年4月24日から施行する。

新川流域水害対策協議会出納事務処理要領

(目的)

第1条 新川流域水害対策協議会の出納事務の取扱いは、この要領の 定めによるものとする。

(出納事務長)

第2条 新川流域水害対策協議会事務局(以下「事務局」という。) には出納事務長を置き、愛知県建設局河川課課長補佐(業務・ 調整)がこれにあたる。

(出納)

- 第3条 事務局は、新川流域水害対策協議会規約第5条に定める経費 の出納事務を行うものとする。
 - 2 事務局は、「新川流域水害対策協議会」名義の普通預金口座 を設けるものとする。

(納 入)

第4条 負担金は、別紙「負担金納入依頼書」により、指定口座に納めるものとする。

(支 出)

第5条 経費の支出は、別紙「支出決議書」により、行うものとする。

(予算及び決算)

- 第6条 出納事務長は、年度ごとに予算及び決算資料を作成するもの とする。
 - 2 出納事務長は、予算については協議会の議決を受け、決算については監事の監査を受けたのちに協議会の議決を受けるものとする。

(帳 簿)

第7条 事務局には、「出納簿」を備え付けるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、出納事務の取扱いに関し必要な事項は出納事務長が定めるものとする。

附 則 この要領は、令和4年7月7日から施行する。

なお、本要領の施行をもって、「新川流域総合治水対策協議 会出納事務処理要領」は廃止する。

別表-1 新川流域水害対策協議会の構成

構成員	所 属	職名
会 長	愛 知 県	知事
	国土交通省	中部地方整備局長
	愛 知 県	政 策 企 画 局 長
	n	防災安全局長
	II	農業水産局長
	<i>II</i>	農林基盤局長
	<i>II</i>	建設局長
	<i>II</i>	都 市 ・ 交 通 局 長
	<i>II</i>	建 築 局 長
	名 古 屋 市	市 長
	一 宮 市	<i>II</i>
	春日井市	<i>II</i>
構成員	犬 山 市	<i>II</i>
	江 南 市	<i>II</i>
	小 牧 市	II.
	稲 沢 市	<i>II</i>
	岩 倉 市	<i>II</i>
	清 須 市	IJ
	北名古屋市	IJ
	あま市	IJ
	豊 山 町	町 長
	大 口 町	IJ
	扶 桑 町	IJ
	大 治 町	# 計 24名

別表-2 新川流域水害対策協議会幹事会の構成

(於 重)

(幹	1	事)										
所		属				珥	哉		名			
国土												
中部地河	川		部	○地域河川課長	〇上下水道	調整官						
庄 内事	川 務		 斤	○庄内川河川 事務所長								
愛 知 県		具										
政策	企	画月	司	○企画調整部 企画課長								
防災	安	全	局	○防 災 部 災害対策課長								
農業	水産局		局	農 政 部 農政課長		○農 政 部 農業振興課長		農 政 部 園芸農産課長				
				尾張農林水産 事 務 所 長		慢林水産 -宮支所長		海部農林水産 事 務 所 長				
農林	基	盤	局	○農 地 部 農地計画課長	農 地 部 農地整備課長							
建	建 設 局		局	土 木 部 建設企画課長	土 木 部用地課長			道路維持課長		道路建設課長		
				○(※ 2)上下水道課 指導管理室長	○(※1)河川課長		砂防課長					
				○尾 張 建 設 事 務 所 長	○一 宮 事 着	了建 i		(3 建 設 所 長		
都市・	交			○都市基盤部 都市計画課長	都市基盤部 都市整備課長		都市基盤部 公園緑地課長					
建	築		局	公共建築部 住宅計画課長	公共3 公営住	建築部 :宅課县			公共發 公共建	建築部 築課長	○建築	指導課長
				(河川)	(都市計画)	(廷	津築)	(下:	水道)	(農政)	(企画)	(防災)
名言	古屋	市		〇 緑政土木局 河 川 部 長	住宅都市局 都市計画部長	住宅 建築打	都市局 旨導部長	技術	水道局 5本部 可部長	緑政土木局 農政部長	総務局 企画部長	防災危機管理局 次長
	宮			〇 建 設 部 長	まちづくり部長		英部長				総合政策部長	. —
	日井			○ 建設部長	まちづくり推進部長	1. 4	左	l	道部長		企画経営部長	総務部長 市民部長
	山土			○ 都市整備部長	同左	同	左	同	左	経済環境部長		兼防災監
	南			〇 水 道 部 長	都市整備部長		左		部長	経済環境部長地域活性化党		危機管理室長
	牧			〇 建 設 部 長	都市政策部長		设部長		《道部長	地域活性化営 業部長	市長公室長	
	沢			〇建設部長	まちづくり部長		左	l		経済環境部長		/ LIN (
	倉			〇建設部長	同 左	同日	左 <i>七</i>	同日	左	同 左	総務部長	同 左
清須市			〇 建 設 部 長	同左	同日	左 <i>七</i>	同	左	市民環境部長		危機管理部長 上沃安全部 E	
			○ 建設部長	同左	同同	左	トエッ	左	同 左		生活安全部長	
あま市豊山町			○ 建設産業部長○ 産業建設部長	同左同左	同同	左左	上下が同	^{追部長} 左	建設産業部長同左	市長公室長企画調整部長	同左同左	
	П			○ 産業建設部長○ 建 設 部 長	同左	同同	左左	同	左左	同左	企	
	桑			○ 産 設 前 支○ 産業建設部長	同左	同	左左	同	左左	同左	総務部長	同左
	治			〇建設部長	同左	同	左	同	左	同左	総務部長	同左
		•				1 " *				1	100 23 86 20	計90名

計90名 (○は代表幹事 29名) ((※1)は幹事会長) ((※2)は幹事会副会長)

別表3 流域水害対策啓発活動ワーキンググループの組織

川石	年		新川流域市町	県				
順	#	市町名	職名	所 属	職名			
		春日井市	建設部河川排水課長	河川課	計画グループ課長補佐			
1	R4	小牧市	建設部河川課長					
年		北名古屋市	建設部都市整備課長	尾張建設事務所	河川整備課長			
目		豊山町	産業建設部建設課長					
		一宮市	建設部治水課長	河川課	計画グループ課長補佐			
2	R5	稲沢市	建設部治水課長					
年		岩倉市	建設部維持管理課長	一宮建設事務所	河川整備課長			
目								
		犬山市	都市整備部整備課長	河川課	計画グループ課長補佐			
3	R6	江南市	水道部下水道課長					
年		大口町	建設部建設課長	一宮建設事務所	河川整備課長			
目		扶桑町	産業建設部土木農政課長					
		名古屋市	緑政土木局 河川計画課長	河川課	計画グループ課長補佐			
4	R7	清須市	建設部土木課長		河川整備課長			
年		あま市	建設産業部土木課長	海部建設事務所				
目		大治町	建設部都市整備課長					

^{*}R8以降は上表の繰り返しとする。